

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

平成28年 6月 23日

和歌山県知事

殿



提出者 住友林業(株) 住宅事業本部 和歌山支店
 住所 和歌山市六番丁24 ニッセイ和歌山ビル12階
 氏名 支店長 中北 博章
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
 電話番号 073-428-3455

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	住友林業(株) 住宅事業本部 和歌山支店
事業場の所在地	和歌山県和歌山市六番丁24 ニッセイ和歌山ビル12階
計画期間	平成28年4月1日～平成29年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	06 総合工事業
② 事業の規模	元請完成工事高 1,040,524百万円 (2016/3期)
③ 従業員数	全社5,027名 (2016/5) (和歌山支店 35名)
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">工事現場</div> <div style="margin: 0 5px;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">保管</div> <div style="margin: 0 5px;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">収集運搬</div> <div style="margin: 0 5px;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">中間処理</div> <div style="margin: 0 5px;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">最終処分</div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 5px;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">再生処理</div>

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
別紙のとおり			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（平成27年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量	1164.165 t	t
	(これまでに実施した取組)		
受注によって大きく左右されるが、過去数年間の傾向や前年度の受注高をもとに推計し産業廃棄物の種類毎の排出量を予測する。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量	1000 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
今年度も前年並みの受注を見込んでいる為、これまでに実施した取組みを継続し、少しでも排出量を抑えるよう取組みます。			
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 木くず、廃プラ、紙くず、石膏ボード、金属くず、がれき類、その他可燃物の分別実施		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) これまでに実施した取組みを継続するとともに、工務店・工事店の作業員への教育指導及び安全パトロールでの実施状況を管理する。		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（平成27年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 自ら再生利用は行わない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 自ら再生利用は行わない。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（平成27年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 自ら中間処理は行わない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 自ら中間処理は行わない。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（平成27年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 自ら埋立処分又は海洋投入処分は行わない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 自ら埋立処分又は海洋投入処分は行わない。		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（平成27年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	1164.165 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	1148.885 t	t
	再生利用業者への処理委託量	15.28 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 委託契約による中間処理場（再生舎）での廃棄物の適正処理の実施、委託後に年1回の定期的な現地確認（処理状況、稼動状況等）を行う。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	1000.00 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	986.90 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	13.1 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
<p>これまでに実施した取組みを継続する。</p> <p>さらに優良産業廃棄物処理業者に関する情報、公開される産業廃棄物処理施設の維持管理情報等を活用し、適正な委託先を選定する。</p> <p>新築現場のゼロエミッション化の推進、リサイクル率向上に努め各現場からの発生量抑制を行う。</p>			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 責任者及び管理組織図

統括責任者	所属:住宅事業本部	職名:住宅事業本部長
管理責任者	所属:生産グループ	職名:次長
管理担当者	所属:生産グループ	職名:担当
産業廃棄物 処理責任者		
廃棄物処理施設 技術管理者		
役割	統括責任者	①住宅事業本部方針の策定 ②本部規則及び管理体制図の制定改廃 ③本部方針の徹底並びに教育の実施 ④支店、生産部の処理業務に関する検査 ⑤本部内の排出状況、再資源化及び再利用状況の把握及び分析 ⑥廃掃法及び関係法令等の研究、運用指導及び情報収集
	現場責任者	①現場実務の指示、指導及び助言 ②処理実績の集計、記録の保存及びその報告 ③委託契約書の確認、管理及び保管 ④収集運搬業者及び処理処分業者等の施設等の調査、踏査、選定及び教育 ⑤従業員及び取引業者に対する教育の実施 ⑥廃掃法及び関係法令に従い、関係行政機関等に対する申請、報告に関する事項
	現場担当者	①管理票等の交付 ②分別及び引渡時の確認 ③協力工事店等の下請事業者の監督及び指導 ④保管基準遵守に関する事項 ⑤発生抑制への工夫ならびに再資源化及び再生利用のへ推進

管理体制図



